

交際費等の損金算入に関する明細書

別表十五
令六・四・一以後終了事業年度分

事業度	：	：	法人名	
支出交際費等の額 (8の計)	1	円	損金算入限度額 (2)又は(3)	4
支出接待飲食費損金算入基準額 (9の計) × $\frac{50}{100}$	2			
中小法人等の定額控除限度額 ((1)と((800万円 × $\frac{12}{100}$)又は(別表十五付表「5」))のうち少ない金額)	3			
支出交際費等の額の明細				
科	目	支出額	交際費等の額から控除される費用の額	差引交際費等の額
		6	7	8
		円	円	円
(8)のうち接待飲食費の額				
9				
円				
○ ○ ○				
【No.86】交際費等の額に係る控除対象外消費税額等を支出交際費等の額に含めていますか。				
【No.86】接待飲食費の額に係る控除対象外消費税額等を9欄に含めていますか。				
計				

【No.88】通算グループ内のいずれかの法人が3欄の金額を損金算入限度額とすることを選択している場合、自己は2欄の金額を損金算入限度額とすることを選択しているとしても、別表十五付表を作成・添付していますか。

【No.87】通算グループ内のいずれかの法人の資本金の額又は出資金の額が100億円超である場合、9欄を記載していませんか。

また、通算グループ内のいずれかの法人の資本金の額若しくは出資金の額が1億円超である場合又はそのいずれかの法人が一若しくは完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている場合、3欄の計算をしていませんか。

【No.86】交際費等の額に係る控除対象外消費税額等を支出交際費等の額に含めていますか。

【No.86】接待飲食費の額に係る控除対象外消費税額等を9欄に含めていますか。